

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 29 年 7 月 12 日 (水) 号外第 6 2 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令（9）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 2

訓 令

鳥取県訓令第9号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所		兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所	
略				略			
生活 環境 部	環境 立県 推進 課	略 庶務を担当 する職員	生活環境部水・大気環境 課、生活環境部衛生環境 研究所、生活環境部循環 型社会推進課、生活環境 部緑豊かな自然課、生活 環境部「山の日」大会推 進課、生活環境部砂丘事 務所、生活環境部くらし の安心局くらしの安心推 進課、生活環境部くらし の安心局消費生活センタ ー、生活環境部くらしの 安心局住まいまちづくり 課、中部地震復興本部事 務局兼生活環境部中部地 震住宅支援本部、危機管 理局兼生活環境部原子力 環境センター、観光交流 局兼生活環境部山陰海岸 ジオパーク海と大地の自 然館	生活 環境 部	環境 立県 推進 課	略 庶務を担当 する職員	生活環境部水・大気環境 課、生活環境部衛生環境 研究所、生活環境部循環 型社会推進課、生活環境 部緑豊かな自然課、生活 環境部砂丘事務所、生活 環境部くらしの安心局く らしの安心推進課、生活 環境部くらしの安心局消 費生活センター、生活環 境部くらしの安心局住ま いまちづくり課、中部地 震復興本部事務局兼生活 環境部中部地震住宅支援 本部、危機管理局兼生活 環境部原子力環境センタ ー、観光交流局兼生活環 境部山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館
略				略			
商工 労働 部	商工 政策 課	略 庶務を担当 する職員	商工労働部立地戦略課、 商工労働部産業振興課、 商工労働部企業支援課、 商工労働部通商物流課、 商工労働部雇用人材局労 働政策課、商工労働部雇	商工 労働 部	商工 政策 課	略 庶務を担当 する職員	商工労働部立地戦略課、 商工労働部産業振興課、 商工労働部企業支援課、 商工労働部通商物流課、 商工労働部雇用人材局労 働政策課、商工労働部雇

		用人材局就業支援課、商 工労働部雇用人材局鳥取 県立米子ハローワーク、 商工労働部雇用人材局鳥 取県立境港ハローワー ク、商工労働部兼農林水 産部市場開拓局販路拡大 ・輸出促進課、商工労働 部兼農林水産部市場開拓 局食のみやこ推進課			用人材局就業支援課、商 工労働部兼農林水産部市 場開拓局販路拡大・輸出 促進課、商工労働部兼農 林水産部市場開拓局食の みやこ推進課
略			略		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。